

○多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例

平成20年10月3日条例第27号

改正

平成23年12月22日条例第24号

平成24年6月26日条例第53号

平成25年3月29日条例第13号

多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、多摩市（以下「市」という。）、市民、事業者等、関係団体及び関係行政機関が取り組む基本的事項を定めるとともに、防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることにより、犯罪のない安全で安心なくらし（以下「安全安心なくらし」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業活動を行うもの及び市内で事業活動に供する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (3) 関係団体 市内において犯罪の防止又は抑止に係る活動を行う団体をいう。
- (4) 関係行政機関 警察署、消防署その他市民を犯罪から守るための施策に係る行政機関をいう。
- (5) 防犯カメラ 公共の場（道路、公園等の不特定多数の者が往来する場所をいう。）における犯罪若しくは事故の防止又は市の公共施設の管理を目的として設置する撮影装置であつて、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。

(安全安心なくらしに向けての取組)

第3条 市、市民、事業者等、関係団体及び関係行政機関は、それぞれの役割に応じ互いに協力し、及び連携して、次に掲げる事項の取組に努めるものとする。

- (1) 自主的な防犯活動を推進すること。
- (2) 犯罪防止に配慮した環境を整備すること。

(市の役割)

第4条 市は、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 安全安心なくらしに係る意識の高揚を図るための啓発及び広報に関すること。
- (2) 安全安心なくらしに係る活動の促進及び支援に関すること。
- (3) 市民、事業者等、関係団体及び関係行政機関との協働による安全安心なくらしの確保に係る施策の実施に関すること。
- (4) 市の公共施設に係る安全な環境の整備に関すること。
- (5) 土地、建物等の安全な環境確保の助言に関すること。
- (6) 安全安心なくらしに係る情報の提供に関すること。
- (7) 安全安心なくらしの確保に係る計画等の策定に関すること。
- (8) 防犯カメラの適正な運用に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、乳幼児、児童、生徒、妊産婦、高齢者及び障がい者に特に配慮するものとする。

3 市は、市民、事業者等、関係団体及び関係行政機関との適切な役割分担を踏まえて、緊密な連携を図るものとし、必要に応じて警察署の署長と協議するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らの身体、生命及び財産を守るとともに、自らが所有し、又は管理する土地及び建物について、安全な環境の整備に努めるものとする。

2 市民は、地域において相互に協力して、安全安心なくらしが実現できるよう、自主的な防犯活動の推

進に努めるものとする。

- 3 市民は、市、事業者等、関係団体及び関係行政機関と協働して安全安心なくらしの確保に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、社会的責任を自覚し、自らが行う事業活動に関し、安全の確保に努めるものとする。

- 2 事業者等は、市、市民、関係団体及び関係行政機関と協働して安全安心なくらしの確保に努めるものとする。

- 3 事業者等は、事業活動を行う建物その他の工作物及びその敷地並びに自らが所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物及びその敷地について、犯罪を防止するための設備の設置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第7条 関係団体は、市、市民、事業者等及び関係行政機関と協働して安全安心なくらしの確保に努めるものとする。

(関係行政機関の役割)

第8条 関係行政機関は、市、市民、事業者等及び関係団体と協働して安全安心なくらしの確保に努めるものとする。

- 2 関係行政機関は、安全安心なくらしを確保するため、市、市民、事業者等及び関係団体への積極的な啓発を行い、個人情報の保護に留意しながら情報の提供等に努めるものとする。

(学校等における安全確保)

第9条 市内に学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。)、老人福祉施設(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。)、障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。)若しくはこれらに類する施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者の安全の確保に努めるものとする。

(開発事業者への指導)

第10条 市長は、多摩市街づくり条例(平成18年多摩市条例第30号)第45条第2項に規定する開発事業事前協議書が開発事業者から提出された場合は、当該開発事業者に対し、東京都安全・安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号)による犯罪防止に配慮した設備等の基準について教示し、及び助言するものとする。

(防犯カメラの適切な運用)

第11条 市長は、防犯カメラを設置するに当たっては、多摩市個人情報保護条例(平成11年多摩市条例第1号)を遵守し、適切な設置及び管理を行うものとする。

- 2 市の補助又は支援を受けて防犯カメラを設置するものは、適切な設置及び管理を行うものとする。
- 3 防犯カメラの運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(協議会の設置)

第12条 安全安心なくらしに関する事項を協議するため、多摩市安全安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、市長が委嘱する者16人以内をもって構成する。
- 3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全計画の策定)

第13条 市長は、安全安心なくらしに関する事項を実現するため、安全計画を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市長は、前項の安全計画を策定したときは、これを市民に公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年多摩市条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。